

令和7年4月1日時点で工事中の盛土等は 盛土規制法に基づく届出が必要となります



- 高知県では、県内全域※を規制区域に指定し、**令和7年4月1日から規制を開始しました。**
※中核市である高知市においては、高知市が区域指定し、令和7年4月1日から規制開始。
- 規制開始時点で工事中の盛土等については令和7年4月1日～令和7年4月22日の期間**に、盛土等に関する**届出の提出が必要**となります。なお、届出された内容は公表します。
- 他法令等の許可を受けて規制区域指定日前に工事に着手した場合でも、下記の規模以上の盛土等を行う場合は届出が必要ですので、事前にご相談ください。
- 提出先：高知県土木部都市計画課開発指導担当

届出対象となる盛土等の工事

〈土地の形質の変更(盛土・切土)〉 例えは・・・ ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 等
〈一時的な土石の堆積〉 例えは・・・ ●ストックヤードにおける土石の仮置き 等

〈土地の形質の変更(盛土・切土)〉

①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)
④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)	

〈一時的な土石の堆積〉

⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

届出書類は裏面をご覧ください。

届出に必要な書類

〈土地の形質の変更(盛土・切土)〉

- **赤文字** の規模の場合は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書(省令様式第15)
- **青文字** の規模の場合は、上記届出書(省令様式第15)と以下の図面等

名称	明示すべき事項
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線 (等高線は2メートルの標高差を示すもの)
平面図	・ 縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分 ・ 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設 ・ 排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカー、その他の土留の位置 ・ 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を記載
写真	届出地及びその付近の状況

〈一時的な土石の堆積〉

- **赤文字** の規模の場合は、土石の堆積に関する工事の届出書(省令様式第16)
- **青文字** の規模の場合は、上記届出書(省令様式第16)と以下の図面等

名称	明示すべき事項
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線 (等高線は2メートルの標高差を示すもの)
平面図	・ 縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・ 空地の位置、柵、その他これに類するものを設置する位置 ・ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容
写真	届出地及びその付近の状況

お問い合わせ



窓口担当

高知県 都市計画課 TEL 088-823-9776 FAX 088-823-9036

高知県HP

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024072300088/>

※高知市域については、高知市のホームページをご確認下さい。
<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/52/moridokiseihou.html>

